

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊都城駐屯地  
第373会計隊長 福留 謙

下記のとおり一般競争入札を行います。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：使用済自動車の売払い（被けん引車等）
- (2) 規格・数量：内訳表のとおり
- (3) 代金納付期限：令和8年11月30日(月)
- (4) 引 取 期 限：代金納付日から5日以内（令和8年11月30日までに搬出）
- (5) 解体・破碎場所：契約相手方指定場所
- (6) 引 渡 場 所：陸上自衛隊都城駐屯地

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格「物品の買受」C等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」すべてを満たす者又は、「引取業者の登録」を満たし、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有する証明書を提出し、契約担当官の承認を得た者。
- (9) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

#### 3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ（ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>）

#### 4 入札説明会：実施しない。

ただし、現場確認を入札日までに実施すること、事前に第13項の担当者に連絡をし、日程を調整すること

#### 5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和8年10月1日（木）10時30分

#### 6 落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合はいくじ引きにより落札者を決定する。

#### 7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札。
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (3) 電話・電報・FAXによる入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。
- (5) 中小受託事業者に委託する場合で、再委託承認申請書を承認されていない者が行った入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 契約書等の作成

- (1) 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項  
「不用物品売払契約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」  
「売払い物品の解体に関する特約条項」  
(第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。)

10 入札書に関する事項

- (1) 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- (2) 入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体)は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めません。
- (3) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

11 その他

- (1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし令和8年9月30日(水)17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること。
- (3) 市場調査価格(下見積書)を令和8年9月18日(金)12時00分までに提出すること。
- (4) 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (5) 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、10時20分からとする。
- (6) 令和8年9月18日(金)12時までに資格審査結果通知書(写)及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証(写)、引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業の4つの業種資格すべてを証明できる書類(写)の提出をすること。又、引取業者の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせる者は、引取業を証明できる書類(写)、下請けさせる者の3業種の資格を証明できる書類(写)及び下請負承認申請書を提出すること。
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減減、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (10) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

12 入札に関する問合わせ先

〒885-0086

宮崎県都城市久保原町1街区12号

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊契約班 担当：堀江

TEL 0986-23-3944(内線341) FAX 0986-23-0832

13 仕様書及び内訳書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 業務隊 補給科 担当：逆瀬川（内線：541）

# 内 訳 表

## 1 材質別内訳

| 材質区分     |         | 単 位 | 数 量     |
|----------|---------|-----|---------|
|          |         |     | 装輪車両鉄屑類 |
| 鉄        | 鋳物      | k g | 390.60  |
|          | H 2     | k g | 1250.40 |
|          | H 3     | k g | 1267.80 |
|          | H 4     | k g | 2487.00 |
|          | 故鉄      | k g |         |
| 銅        | 並       | k g |         |
|          | 下       | k g | 10.20   |
| 黄銅       | 雑（並）    | k g |         |
|          | （ラジエータ） | k g |         |
| 青銅       | 雑（並）    | k g |         |
| 真鍮       | 真鍮      | k g |         |
| アルミ      |         | k g | 88.80   |
| 鉛        |         | k g | 28.20   |
| ガラス      |         | k g | 187.80  |
| ゴム       |         | k g | 168.60  |
| 丹ニュー     |         | k g |         |
| タイヤ      |         | k g |         |
| チューブフラップ |         | k g |         |
| 未価値品     |         | k g | 300.00  |
| 合 計      |         | k g | 6179.40 |

## 2 車両内訳

| 品名・型式・形状                                    | 数量 |
|---------------------------------------------|----|
| 業務車 2 号・ニッサン DBA-Y12・ステーションワゴン              | 5  |
| 業務車 2 号・ホンダ DBE-GJ3・バン(市販型車両、OD 色以外の官ナンバー車) | 1  |
|                                             |    |
|                                             |    |
|                                             |    |
| 合 計                                         | 6  |

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書                |                     |                |
|--------------------------------|---------------------|----------------|
| 物品番号                           |                     | 仕 様 書 番 号      |
| 使用済自動車（被けん引車，二輪，<br>大型特殊等）の売払い | G V - Z 0 0 1 0 1 6 |                |
|                                | 防衛大臣承認              | 年 月 日          |
|                                | 作 成                 | 令和 8 年 3 月 5 日 |
|                                | 変 更                 | 年 月 日          |
|                                | 作成部隊等名              | 補給統制本部 火器車両部   |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払いについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

#### 1.2.1

##### 使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

#### 1.2.2

##### 自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

#### 1.2.3

##### 引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

#### 1.2.4

##### 解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

#### 1.2.5

##### 売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成 1 4 年政令第 3 8 9 号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

### 1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

## 2 売払いに関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。  
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

### 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

### 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

### 2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

| 番号                                                            | 名称                     | 数量  | 提出先 | 提出時期         | 摘要                                 |
|---------------------------------------------------------------|------------------------|-----|-----|--------------|------------------------------------|
| 1                                                             | 下請負承認申請書 <sup>b)</sup> | 各 1 | a)  | 入札開始前までに     | 都道府県知事の許可証 <sup>c)</sup> を添付       |
| 2                                                             | 細部実施要領書                |     |     | 契約締結後速やかに    | 図1による。                             |
| 3                                                             | 受領書                    |     |     | 売払い車両の引渡し時   | G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1<br>の図8による。 |
| 4                                                             | 解体証明書 <sup>d)</sup>    |     |     | 作業完了後 1 5 日以 | 図2による。                             |
| 5                                                             | 破砕証明書 <sup>d)</sup>    |     |     | 内            | 図3による。                             |
| 注 <sup>a)</sup> 調達要領指定書によって指定する。                              |                        |     |     |              |                                    |
| 注 <sup>b)</sup> 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。              |                        |     |     |              |                                    |
| 注 <sup>c)</sup> 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。 |                        |     |     |              |                                    |
| 注 <sup>d)</sup> 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。           |                        |     |     |              |                                    |

### 4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

### 4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

### 4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

### 4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

## 細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
〇〇 〇〇 殿

住 所  
会社名  
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い  
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

## 解体証明書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

### 図2－解体証明書の様式

年 月 日

## 破 碎 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について，次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

### 図3－破碎証明書の様式